

# 国民健康保険の認定証・受給者証を更新します

【保険医療課】

## ●70歳未満の人

入院時の一医療機関での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を、申請により認定されずと交付いたします。入院の必要が生じた場合は、その月の間に申請の手続きを行ってください。なお、現在すでに認定証をお持ちの人で、8月以降も継続して入院される予定の人は、有効期限が7月31日までとなっていますので、7月1日から随時更新手続きを保険医療課で行ってください。

また、入院された場合、入院中の食事代を一部負担（1食260円）されることになっていますが、市民税非課税世帯の人で申請により認定されますと、一部負担額が1食210円となる「標準負担額減額認定証」を交付いたします。こちらも有効期限が7月31日までとなっていますので、7月1日から随時更新の手続きをお願いします。

◇申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証

## ●国民健康保険高齢受給者証をお持ちの70歳以上75歳未満の人

国民健康保険の加入者で70歳以上75歳未満の人には、交付しています「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が7月31日までのため、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送いたします。旧高齢受給者証については各自で処分をお願いします。

また、市民税非課税世帯の人は、申請により認定されますと、入院にかかる一部負担金の限度額、食事代の一部負担額が低くなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付いたしますので、同封の申請書に必要な事項を記入し、返信用封筒によりご返送ください。

## ●国民健康保険特定疾病療養受給者証をお持ちの人

国民健康保険の加入者で、厚生労働大臣が定める治療を長期間継続して行う必要がある人には、交付しています「特定疾病療養受給者証」の有効期限が7月31日までのため、新しい特定疾病療養受給者証を7月下旬に郵送いたします。なお、旧特定疾病療養受給者証については各自で処分をお願いします。

◆申請先・問い合わせ 保険医療課給付係（☎内線711・712）へ

## 夏の文化財展「発掘の現場から」

本市には、古墳時代後期・終末期（6～7世紀）の古墳が多数存在しています。この時期の古墳に多く見られる横穴式石室よこあなしきについて紹介します。

### ▶展示会「横穴式石室探訪～天理市内の横穴式石室～」

◇期 間 7月6日（土）～28日（日）  
（ただし、8日・15日・16日・22日は休館）

◇時 間 9時～17時

◇会 場 文化センター1階展示ホール

◇入場料 無料

◇主な遺跡 石上・豊田古墳群



▲石上・豊田古墳群  
きつねがお  
狐ヶ尾8号墳の調査

### ▶講演会及び展示解説

◇日 時 7月14日（日）14時～

◇会 場 文化センター1階展示ホール

◇講 師 文化財課職員

☆申込みは不要です。

◆問い合わせ 文化財課（☎65-5720）へ

## You & I

7月

### ロビー・コンサート

市役所ロビー 12時20分～

12日

### リコーダーアンサンブル ユウイング

ディズニーメドレー

花は咲く／菅野よう子作曲 ほか

26日

### ピアノ独奏 市川純也

オリジナル曲／市川純也作曲

ジャズスタンダードナンバー

次回は8月9日（金）

「ソウミュージック（のこぎり音楽）」

お楽しみに！